

令和8年2月定例会 田中志保議員 総括質問資料1

静岡市不登校児童生徒の
指導要録上の出席扱いに関する
ガイドライン

令和7年12月
静岡市教育委員会
学校教育課学びの多様化推進室

はじめに

静岡市における不登校の子どもの数は、令和6年度に実施した調査において、小学校で828人、中学校で1,238人となっています。また、過去5年間において、小学校では約2.3倍、中学校では約1.6倍に増加しており、全国の傾向と同様にあります。

平成28年12月公布の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(通称:教育機会確保法)」において、学校内外における学びの場の充実の重要性が示され、これを受けて文部科学省は、令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を発出しました。この通知では、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が示されるとともに、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保として、学校外の公的機関や民間施設において指導・助言を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて「別記1」を定め、また、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて「別記2」を定めています。

静岡市立の小・中学校ではこれまで、文部科学省が「別記1」「別記2」に示す指導要録上の出席扱いの要件を踏まえ、学校、家庭、民間施設等が連携した上で、各学校の校長がその判断をしてきましたが、今後、不登校の子どもたちの努力や表れをより積極的に認めていくために、この度、「静岡市不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、不登校の子どもたちが在籍する学級の教室以外で相談・指導を受けた場合や自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合における指導要録上の出席扱いについて、文部科学省が示す要件に加えて、校長が判断する際の目安を示したものです。

小・中学校に関わるすべての教職員だけではなく、不登校の子どもを抱える保護者の皆様や、不登校の子どもたちを多方面から支援している民間施設等に関わる皆様と本ガイドラインの内容を共有し、その努力や表れを積極的に認めていくことで、不登校の状態にある子どもたちが学習や生活に対する意欲を高め、将来の社会的な自立に向けた歩みを進めることを願っています。

静岡市教育委員会では、各小・中学校における本ガイドラインの活用を進めるとともに、すべての子どもが安心して学ぶことのできる環境を学校内外に整備し、各民間施設とも連携を深めながら、不登校の子どもたちへの支援の充実に努めてまいります。

令和7年12月
静岡市教育委員会
学校教育課

目 次

はじめに	1
目次	2
このガイドラインで使用する用語について	3
I 不登校児童生徒の学びの場(居場所)と出席の扱い	4
II 静岡市教育支援センターに通う児童生徒について	4
III 民間施設に通う児童生徒について	5
IV しずおかバーチャルスクールを利用する児童生徒について	7
V 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童生徒について	8
◎ 民間施設における活動状況報告書(様式)	10
◎ 参考資料一覧	11

このガイドラインで使用する用語について

このガイドラインで使用する用語について、次のように整理します。

【社会的な自立】

令和元年10月に文部科学省より発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、不登校支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」と記載されています。

社会的な自立とは、社会の一員として、自分らしく生活を送ることができるようになることです。具体的には、

- 自分をよく知り、自分の良い面も苦手な点も受け入れること
- 他者と良好な人間関係を築き、協力して物事を進められること
- 規則正しい生活を送り、健康を維持できること

などが考えられます。本ガイドラインに記載されている社会的な自立に向けた支援等は、学習に対する支援だけでなく、これらの実現を目指すための様々な取組や活動を指します。

【指導要録上の出席扱い】

学校における出席や欠席を記録する公文書は、出席簿と指導要録の2種類があります。

出席簿は、児童生徒の在籍状況と出欠席を管理するもので、実際に登校した場合のみ「出席」となります。

指導要録は、児童生徒の成長や学習の過程及び結果を記録し、指導のための資料や外部証明のための原簿となるものです。その趣旨から、先述の令和元年10月の通知では、学校外の公的機関や民間施設において指導・助言を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合について、「不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること」とし、一定の要件を満たすことで、実際に登校していなくても「指導要録上の出席扱い」とすることができることが示されました。

【民間施設】

フリースクールや放課後等デイサービスなどの民間施設は、その理念や目的によって様々な特徴があり、受けられる支援内容が異なります。個人や民間企業、NPO法人、ボランティア団体など、運営母体も様々です。

これらの施設を総称する正式な名称はありませんが、このガイドラインでは、不登校の子どもたちの社会的な自立に向けた支援を行う民間の施設を「民間施設」と表記しています。

I 不登校児童生徒の学びの場(居場所)と出席の扱い

不登校及びその傾向にある子どもたちの状況や段階は様々であり、同様に学びの場(居場所)にも様々な選択肢があります。どの場所においても、その児童生徒が社会的な自立に向けて努力していることを認め、評価することが重要です。現在の静岡市において想定される学びの場と指導要録上の出席扱いは、次のように整理することができます。

学校(在籍する学級の教室以外での活動) → 出席となる
登校はできても教室に入ることができない児童生徒が、校内サポートルームや保健室などで活動したり、放課後に登校して相談・指導を受けたりする。
学びの多様化学校(令和8年度4月開校予定) → 出席となる
元の在籍校では登校できなかった児童生徒が、不登校児童生徒の状況に合わせた特別の教育課程や環境整備のもと、転入学を経て、他者と関わりながら学校生活を送る。
静岡市教育支援センター(ふれあい教室、かがやく教室、はばたく教室) → 指導要録上の出席扱いとなる
静岡市が運営する教室において、将来の社会的な自立に向けた生活及び学習に係る相談・指導を受ける。
民間施設 → 校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができる(P5Ⅲ章参照)
個人や民間企業、NPO法人、ボランティア団体等が運営する施設において、理念や目的によって異なる多様な相談・指導を受ける。
しずおかバーチャルスクール → 校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができる(P7Ⅳ章参照)
静岡県教育委員会が運営するメタバース空間において、オンラインによる相談・指導を受けたり、子ども同士の交流活動を行ったりする。
在宅(自宅においてICT等を活用した学習活動) → 校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができる(P8Ⅴ章参照)
学校外において相談・指導を受けられない児童生徒が、自宅において、プリントやデジタルドリル、在籍校から配信される授業などの学習活動を行う。

II 静岡市教育支援センターに通う児童生徒について

1 指導要録上の出席扱いとする

静岡市教育支援センターは、静岡市が運営する公的機関です。学校や保護者との連携を図りながら、一人ひとりの状況に合わせ、社会的な自立に向けて生活や学習の支援を行っています。通級した日(校長が把握した入級前の面接相談、見学、体験を含む)は、指導要録上の出席扱いとなります。

2 留意点

- (1) 学校は、家庭訪問や面談、電話連絡等により、不登校児童生徒及び保護者との定期的な情報共有に努めます。
- (2) 学校は、静岡市教育支援センターから毎月送付される状況報告書に加え、必要に応じて教室訪問や電話連絡等を行い、通級状況を把握します。
- (3) 指導要録上の出席扱いとする場合は、指導要録(備考欄)へ次の例のように記入します。
例:出席扱い31(はばたく教室 通級)

Ⅲ 民間施設に通う児童生徒について

不登校の子どもたちが民間施設に通所しながら努力を続けていることを認め、適切に評価することは、学びに対する意欲や自己肯定感を高めることにつながることから、校長は、次の目安をもとに、これらの施設で相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができます。

指導要録上の出席扱いの対象となる活動は、必ずしも学習活動である必要はありません。

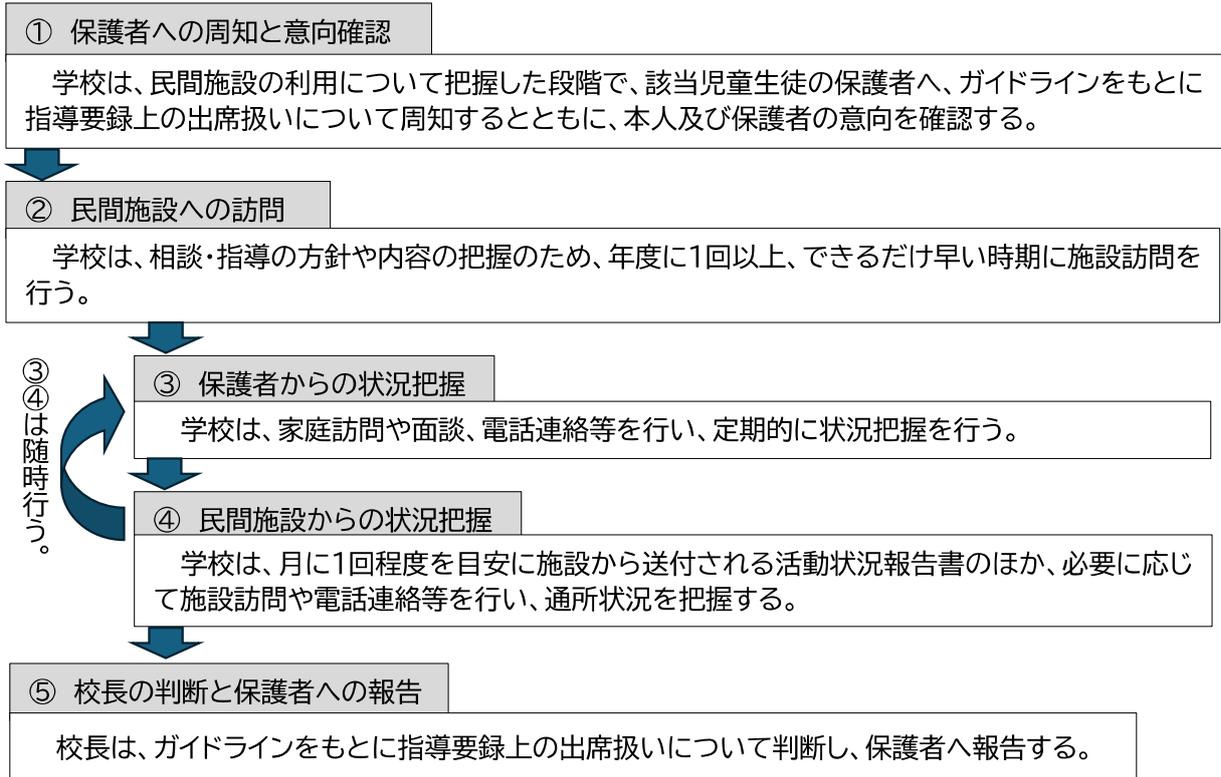
1 指導要録上の出席扱いとする判断の目安

(1) 民間施設の体制について
ア 法人、個人は問わないが、実施者が不登校の児童生徒に対する相談・指導などについて深い理解と知識、経験をもっていること。また、相談員・スタッフも同様であること。
イ 不登校児童生徒の社会的な自立に向けた相談・指導を行うことを主な目的としていること。
ウ 相談・指導の内容、方法、体制が明示されており、児童生徒の状況に応じて適切に実施されていること。また、そのための施設を有していること。
エ 著しく営利本位ではなく、入会金、利用料(月額・年額等)等が明確であり、保護者に情報提供されていること。
(2) 民間施設の相談・指導について
ア 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑に学校復帰が可能となるための個別支援を行っていること。
イ 受け入れにあたって、面接などにより当該児童生徒の状況を適切に把握していること。
ウ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
(3) 学校、家庭、民間施設の連携について
ア 施設における学習の状況などについて、保護者等に定期的な情報提供がなされていること。
イ 施設における学習の状況などについて、活動状況報告書(様式)等を使用するなどして、学校に定期的な情報提供がなされていること。(1か月に1回程度)
ウ 学校と施設が、保護者の理解のもと、児童生徒や家庭を支援するための情報等を共有していること。

2 留意点

- (1) 上記の目安は、個々の民間施設についてその適否を評価するためのものではなく、保護者や学校が留意することを示したものです。
- (2) 学校は、民間施設の相談・指導の方針や内容が児童生徒の社会的な自立に向けたものとして適切であるかどうかを把握するため、年度に1回以上、できるだけ早い時期に施設訪問を行います。
- (3) 学校は、施設から送付される活動状況報告書(様式)のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等を行い、通級状況を把握します。活動状況報告書は、施設独自の様式でも構いません。
- (4) 学校は、児童生徒や保護者に対し、家庭訪問や面談、電話連絡等を行い、施設での表れについて定期的に状況把握を行います。
- (5) 指導要録上の出席扱いとする場合は、指導要録(備考欄)へ次の例のように記入します。
例：出席扱い52(施設名 通所)

3 指導要録上の出席扱いの判断までの流れ



4 Q&A

Q1 授業時間帯に放課後等デイサービスを利用した場合も、指導要録上の出席扱いの対象になるのですか。

A1 対象になります。放課後等デイサービスの中には、不登校児童生徒を対象として、授業時間帯に支援を行っている施設があります。授業時間帯に支援を行う条件として、静岡県障害者支援推進課より、当該施設が学校及び家庭との連携を図ることや、本人の意思を尊重しながら、必要性について十分検討を行い、授業時間帯に支援を行うことを個別支援計画に位置付けることが示されています。

このことから、授業時間帯に放課後等デイサービスを利用した場合は、社会的な自立を目的とした相談・指導を受けていると判断することができるものとします。学校は、施設から学習の状況などの報告を受けることで、校長の判断のもと、指導要録上の出席扱いとすることができます。なお、ここでいう授業時間帯とは午前9時から午後3時頃までを想定しています。

Q2 指導要録上の出席扱いと判断できないケースにはどんなものがありますか。

A2 例として、次のようなケースが考えられます。

- ・ 学校が家庭訪問や面談等の場を設定したが、家庭の協力が得られず、当該児童生徒の状況が十分に把握できない場合
- ・ 不登校児童生徒への支援ではなく、義務教育制度を前提としない独自の教育内容や指導方法による運営を行う施設(インターナショナルスクール等)を選択している場合

IV しずおかバーチャルスクールを利用する児童生徒について

しずおかバーチャルスクールは、静岡県教育委員会義務教育課が運営するメタバース空間を活用した居場所・学びの場です。メタバース空間内において、指導教諭やカウンセラーによる相談・指導のほか、入室している子ども同士の交流を通じて、社会的な自立を支援します。

指導要録上の出席扱いについては、文部科学省による「(別記1)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」及び静岡県教育委員会による「しずおかバーチャルスクールにおける出席扱い等に関するガイドライン」を踏まえ、静岡市として次のように定めます。

指導要録上の出席扱いの対象となる活動は、必ずしも学習活動である必要はありません。

1 指導要録上の出席扱いとする判断の目安

(1) 保護者からの情報提供がされているなど、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 日数換算については、以下の表をもとに判断する。

入室による活動時間	指導要録上の出席扱いとする日数
1日に2時間程度の活動をした	1日とする
1日に2時間未満の短時間の活動をした	複数日の合算で概ね2時間となる場合、それらを合わせて1日とする

(3) 入室の記録はあるが交流活動や学習活動の実績がない場合は、指導要録上の出席扱いの対象とはならない。

2 留意点

(1) 学校は、家庭訪問や面談、電話連絡等により、保護者や児童生徒からの情報提供の機会を確保します。実施の目安は、概ね1か月に1回以上です。

(2) 学校は、活動内容の判断において、保護者や児童生徒からの情報提供に加え、静岡県教育委員会から学校へ送付される「活動状況等報告書(様式1)」及び「学習記録表(様式2)」を参考にします。

(3) 校長は、保護者や児童生徒から情報提供を受けた者(担任等)から聞き取りを行うなどして、活動内容や状況について十分に把握します。

(4) 学校及び家庭は、指導要録上の出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長することがないように留意します。

(5) 指導要録上の出席扱いとする場合は、指導要録(備考欄)へ次のように記入します。

例:出席扱い22(しずおかバーチャルスクール)

V 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童生徒について

不登校の子どもたちの中には、家庭でひきこもりがちなために十分な支援が行き届いていなかったり、学習の遅れなどにより、学校への復帰や中学卒業後の進路選択にリスクが生じたりする場合があります。

これらの子どもたちの自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的な自立につなげるために、児童生徒が自宅において、学校が用意したプリント等の課題、学校で使用しているデジタルドリル等、家庭が独自に用意した民間事業者等の教材、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習活動等を行った場合、次の目安をもとに、校長は、指導要録上の出席扱いとすることができます。

指導要録上の出席扱いの対象となる活動は、学習活動に限られます。

1 指導要録上の出席扱いとする判断の目安

- (1) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。
- (2) その学習活動が、不登校児童生徒の社会的な自立を助けるうえで有効・適切であること。
- (3) その学習活動が、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑に学校復帰が可能となるために有効・適切であること。
- (4) その学習活動が、学校の教育課程と関連性のあるものであり、児童生徒の学習の理解の程度を踏まえたものであること。なお、学習の内容が当該学年の内容であることは、必ずしも必要ではないこと。
- (5) 学校による家庭訪問や面談等により、定期的かつ継続的な対面指導が行われていること。

対面指導とは…課題の提示・確認、添削・指導等の学習支援のほか、進路相談等の社会的な自立に向けた指導など

対面指導を行う者は…在籍校の教員のほか、訪問教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が考えられる

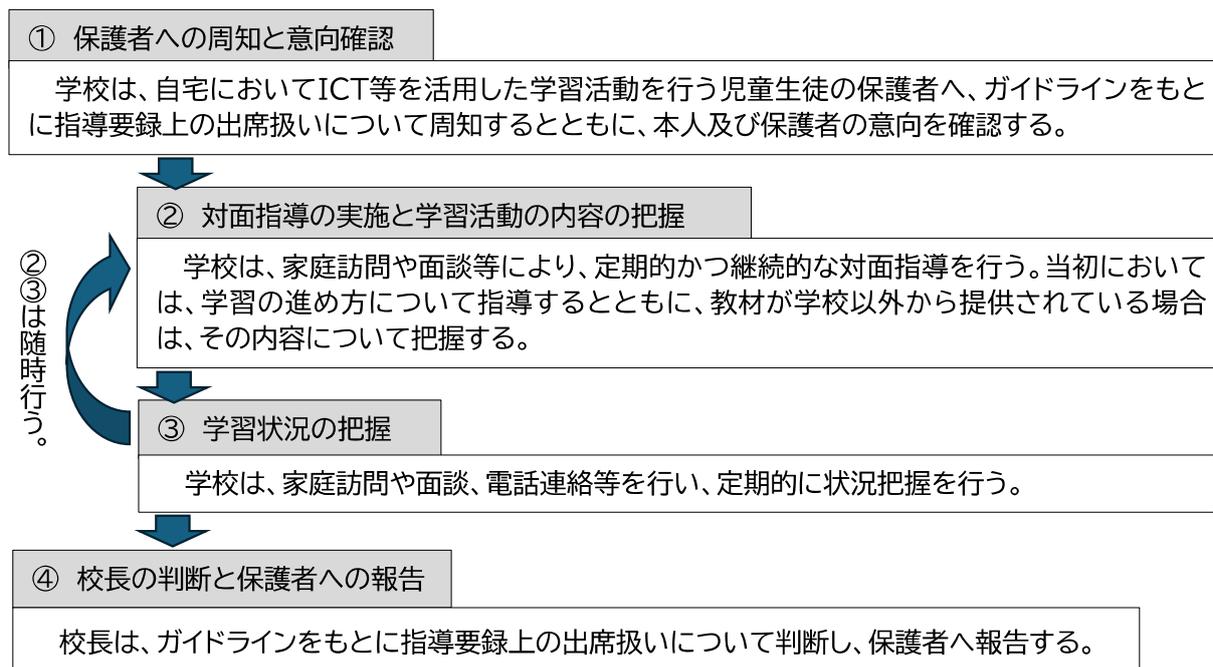
- (6) 家庭が独自に用意した教材を使用する場合は、保護者から学校へ、学習を行った日時や内容等について、書面等による情報提供がされていること。
- (7) 指導要録上の出席扱いとする場合の日数換算については、以下の表をもとに判断する。

活動内容	指導要録上の出席扱いとする日数
1日に2時間以上の学習を行った	1日とする
1日に2時間未満の学習を行った	複数日の合算で概ね2時間となる場合、それらを合わせて1日とする
学校による対面指導を受けた	1日とする

2 留意点

- (1) 学校は、児童生徒や保護者に対し、家庭訪問や面談、電話連絡等を行い、児童生徒の表れについて定期的に状況把握を行います。実施の目安は、概ね1か月に1回以上です。
- (2) 校長は、対面指導をした者から聞き取りを行うなどして、学習状況を十分に把握します。
- (3) 学校及び家庭は、指導要録上の出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長することがないように留意します。
- (4) 指導要録上の出席扱いとする場合は、指導要録(備考欄)へ次のように記入します。
例：出席扱い58(自宅におけるICT学習)

3 指導要録上の出席扱いの判断までの流れ



4 Q&A

Q1 学校が学習内容を把握するには、どのようにすればいいですか。

A1 学習内容の把握方法は、学習活動の種類によって異なります。いずれの場合においても、対面指導を通して把握することが前提ですが、得られる情報が不十分の場合は、以下の方法を加えることが考えられます。

- (1) 学校が紙媒体の課題等を用意する場合
訪問の際に、取り組んだ課題を受け取る方法や、郵送によるやりとり等が考えられます。
- (2) 学校で使用しているデジタルドリル等を使用する場合
教材会社が提供する管理ページから学習内容や状況を把握することが考えられます。
- (3) 家庭が独自に用意した教材を使用する場合
(2)の管理ページと同様のものがある場合は、それを確認することが考えられます。ない場合は、保護者から学習を行った日時や内容を記載した書面の提供を受けることが考えられます。様式の指定はありませんが、民間施設が使用する活動状況報告書(様式)を参考にすることができます。

Q2 オンライン型のフリースクールで行う学習活動は、自宅においてICT等を活用した学習活動と考えてよいですか。

A2 オンラインで相談・指導を行うフリースクール等の民間施設については、その民間施設が学習教材の提供だけでなく不登校児童生徒の社会的な自立に向けた相談・指導を行っている場合であれば、民間施設に通所する児童生徒として第三章に示す目安に沿って出席扱いの判断をすることになります。学習教材の提供のみであれば、自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童生徒として、第V章に示す目安に沿って出席扱いの判断をします。

◎ 民間施設における活動状況報告書(様式)

民間施設が、児童生徒の学習の状況などについて、学校に定期的な情報提供を行うにあたっては、これまで、民間施設ごとに作成した様式等を用いて行われてきましたが、この度、静岡市教育委員会において活動状況報告書の様式を作成しました。活動状況報告書は、施設独自の様式でも構いませんが、その場合は、この様式に含まれる内容を参考にして作成してください。

なお、様式は静岡市ホームページ「静岡市の不登校支援」にてエクセルファイルをダウンロードできます。

(様式)

令和 年 月 日

静岡市立 学校長 様

施設名 _____

代表者 _____

民間施設における活動状況報告書

貴校児童生徒の本施設における活動状況について、今後の支援及び指導要録上の出席扱いの参考となるよう、保護者の同意のもと、次のとおり報告します。

1 児童生徒氏名 _____

2 通所日 年 月 合計 日

日	曜日	通所	備考	日	曜日	通所	備考	日	曜日	通所	備考
1				11				21			
2				12				22			
3				13				23			
4				14				24			
5				15				25			
6				16				26			
7				17				27			
8				18				28			
9				19				29			
10				20				30			
								31			

3 主な活動内容

4 活動における表れ、成長の様子

5 保護者との情報共有（いつ、どのような方法で、どんな内容を共有したか）

6 学校への連絡事項（必要な場合記入）

参考資料一覧

《参考資料1》

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

【平成28年12月14日公布】

《参考資料2》

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

【文部科学省 令和元年10月25日】

- ◎ (別記1)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- ◎ (別記2)不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- ◎ (別紙)指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点
- ◎ (別添3)民間施設についてのガイドライン(試案)

《参考資料3》

しずおかバーチャルスクールにおける出席扱い等に関するガイドライン

【静岡県教育委員会 令和7年3月12日】

令和5年度 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」【調査結果報告書】

(1) で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方

(2) 祖父母等の親族にみてもらっている状況（複数回答）

《就学前児童調査・就学児童調査…問7》

就学前児童では、「祖父母等の負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が47.6%と最も高く、次いで「祖父母等に負担をかけていることが心苦しい」が31.6%、「祖父母等の身体的負担が大きく心配である」が27.0%などとなっています。

就学児童では、「祖父母等の負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が45.9%と最も高く、次いで「祖父母等に負担をかけていることが心苦しい」が32.3%、「祖父母等の身体的負担が大きく心配である」が25.2%などとなっています。

